



新型コロナウイルスに関連した当館の対応について

令和3年10月30日

新型コロナウイルスの現在の感染状況を踏まえた福岡市の方針に基づき、令和2年2月21日から実施しております「**利用料金の還付**」の取扱いを終了させていただきます。

【取扱い変更日】令和3年12月1日

取扱い変更日以降の施設利用取り止めにつきましては、取り止め届を提出頂いた時期に応じて規定通りのキャンセル料が発生いたしますので、ご了承ください。

※現行の取扱い（利用料金の還付）

【還付対象】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用の取り止めを行った催事主催者

【対象施設】福岡国際会議場、マリンメッセ福岡 A館・B館、福岡国際センター

【対象期間】令和2年2月21日から令和3年11月30日まで

新型コロナウイルスに関する最新の情報はこちらをご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【福岡市ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokenyobo/health/kansen/nCorV.html>